

議案第20号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年（2018年）2月14日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例（昭和29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第9条の4第1項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。